

令和5年12月11日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

議会運営委員会

委員長 佐藤隆治

### 委員会中間報告書

本委員会において調査した事件について、会議規則第45条第2項の規定により、下記のとおり報告いたします。

### 記

- 1 調査事件名 議会基本条例の見直し
- 2 調査の経過 令和5年5月19日、8月28日、10月16日、11月6日、  
11月24日
- 3 意見 議会基本条例の条文のうち17項目について検証シートを作成し、現在の取組や課題について検証を行った結果、取組の検討・改善が必要とされた項目について協議結果をまとめた。詳細は別紙のとおり。

# 取手市議会基本条例検証シート

## 1 検証の結果、取組・改善の必要性があったもの

(7項目・いずれも条例改正の必要性までは認められなかった。)

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民の代表としてふさわしい品位を保ち、常に研さんに努め、取手市政治倫理条例（平成26年条例第9号）を遵守すること。
- (2) 議員による積極的な条例提案を行うよう努めること。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 議会活動について、市民に対して積極的に情報を伝えるよう努めること。

条 文	第4条第2号
課 題 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この項目に対する議員自身の意識や考え方について</li> <li>・条例の提案のみにかかわらず、条例や規則等の見直しなども含めてよろしいのではないか。</li> </ul> <p><u>以下は条文案</u> 議員による積極的な条例等の提案および検討を行うよう努めること。</p> <p style="text-align: right;">(創和会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例提案が必要であるという認識に至っていない。</li> </ul> <p style="text-align: right;">(無党派クラブ)</p>
取組・改善の必要性	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	当市議会は、委員会を中心に活動しており、条例提案の必要があれば、常任委員会において検討し取り組んでいく方向性とする。
条例改正の必要性	あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし
条例改正の内容・方向性	

(議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市民の代表としてふさわしい品位を保ち、常に研さんに努め、取手市政治倫理条例（平成26年条例第9号）を遵守すること。
- (2) 議員による積極的な条例提案を行うよう努めること。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体又は地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
- (4) 議会活動について、市民に対して積極的に情報を伝えるよう努めること。

条 文	第4条第4号
課 題 等	個人の活動も大事だが、チーム議会としての情報発信にもっと力を入れるべき。 (無党派クラブ)
取組・改善の必要性	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	上記の課題等に加え、委員会活動においても市民への情報発信に取り組む姿勢や発信媒体等を、今後検討していく。
条例改正の必要性	あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし
条例改正の内容・方向性	

(議会と市長等との関係)

第7条 議会審議における議員と市長等との関係については、品格、冷静を基調とする緊張関係を保持するものとする。

2 本会議及び委員会における質疑及び質問は、一問一答の方法で行い、論点を明確にしなければならない。ただし、本会議における質問について、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

3 市長等及び市長等から委任を受けた者は、本会議において、議員の質問に対して反問することができる。

4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し資料請求を行うことができる。

条	文	第7条第2項
課	題	一問一答で良いのではないか。 (公明党)
取組・改善の必要性		<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性		一問一答方式、一括質問方式の選択についてはこれまでどおり選べる権利を残しておく形で進めていく。ただし、一括質問方式を一問一答方式にしたとしてもやりづらいということもなく、また、聞いている側には分かりやすいとの意見もあり、その点も考慮しながら今後の検討課題とする。
条例改正の必要性		あり ・ <input type="radio"/> なし
条例改正の内容・方向性		

(討議等の原則)

第11条 議会は、議事機関として、その意思決定に当たり、議員間の公平で自由な議論を尽くすため、本会議における議員の討論については、賛否を明確にし、一議題につき3回まで行うことができることとする。

2 議会は、原則として、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとする。

条 文	第11条第1項
課 題 等	今までの討論内容を聞いていると3回の討論は必要ないのではないか。 <span style="float: right;">(みらい)</span>
取組・改善の必要性	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	これまでどおり1議題につき3回までの討論により実施していく。ただし、討論により相互の理解を深め、より内容の濃い討論になるよう、個々の質の向上に取り組んでいく。
条例改正の必要性	あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし
条例改正の内容・方向性	

(会派)

第14条 会派は、2人以上により結成された議員の団体とする。

2 会派について必要な事項は、取手市議会会派規程（平成22年議会訓令第2号）で定めるものとする。

条 文	第14条第1項
課 題 等	<p>・会派は2名だと全てにおいて有利になる。 (公明党)</p> <p>・会派制を廃止すべき。会派制を採用しているため、合意形成過程が不透明。会派内で、賛否が分かれる場合が非常にまれなため、市民には個人の意見が分かりづらい。市民は、議員個人に投票しているのであって、会派に投票しているわけではない。 (無会派クラブ)</p>
取組・改善の必要性	<p><input checked="" type="checkbox"/>あり</p> ・ なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	条文の改正は行わないものの、会派制については議論する事項が多いと考えられることから、今後の検討課題とする。
条例改正の必要性	あり ・ <input type="checkbox"/> なし
条例改正の内容・方向性	

(議会広報の充実)

第20条 議会は、議会だより、市議会ホームページ等の多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

条 文	第20条
課 題 等	事務局に頼るばかりでなく、議員自ら広報活動に携わる必要性について (創和会)
取組・改善の必要性	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	現在、議会だよりは議会事務局を中心に作成している。今後の広報活動については強化策を検討課題として進めていく。
条例改正の必要性	あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし
条例改正の内容・方向性	

(条文の追加)

条 文	※新たな条文の追加
課 題 等	議会モニター制度の導入の検討 (みらい)
取組・改善の必要性	<input checked="" type="radio"/> あり ・ なし
議会運営委員会としての、取組・改善の内容・方向性	議会モニター制度の研究も含め、改選後の議会運営委員会の中で時間をかけて議論し、条文の追加の要否も含め検討していく。
条例改正の必要性	あり ・ <input checked="" type="radio"/> なし
条例改正の内容・方向性	

2 検証の結果、引き続きこれまでと同様に取り組んでいくこととしたもの  
(10項目／検証を行った条項及び出された課題等のみを記載)

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。

(2) 政策提案権を積極的に活用することができるようにすること。

(3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。

(4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。

(5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。

(6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条	文	第3条第2号
課	題	等
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長提出議案の審査に重点が置かれている。</li> <li>・ 一般質問項目を取り上げ、委員会等で政策提案につなげることも必要</li> </ul> <p style="text-align: right;">(無党派クラブ)</p>

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。

(2) 政策提案権を積極的に活用することができるようにすること。

(3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。

(4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。

(5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。

(6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条	文	第3条第3号
課	題	等
		<p>・ 市長その他の執行機関（市長等）との自由かつ達な討議は行われていないと考える。</p> <p><u>以下は条文案</u></p> <p>意思決定に当たって、議員間の自由かつ達な討議、市長等への質疑等を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。</p> <p style="text-align: right;">(創和会)</p> <p>・ 会派での討議を経た結果になっており、市民の見える場で討議されていないのではないか。</p> <p>・ 会派ごとの意見表明が中心で、討議しても結論が変わらない。自由かつ達な討議にはならない。</p> <p style="text-align: right;">(無会派クラブ)</p>

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。
- (2) 政策提案権を積極的に活用することができるようにすること。
- (3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- (5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。
- (6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条	文	第3条第4号
課	題	意見交換会等から得た市民の意見を政策提案につなぐことが必要 (無党派クラブ)

(議会の活動原則)

第3条 議会は、議員の合議機関として、常に公平性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(1) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）について、適切な行政運営が行われているかを監視し、及び評価すること。

(2) 政策提案権を積極的に活用することができるようにすること。

(3) 意思決定に当たって、議員間、市長等との自由かつ達な討議を通して論点を明らかにし、合意形成に努めること。

(4) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。

(5) 市民が傍聴の必要性を認識できる議会運営に努めること。

(6) 市民に分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

条	文	第3条第5号
課	題	議会としての具体的な取り組み (公明党)

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

- 2 議会は、市民と多様な意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。
- 3 議会は、請願を政策提案として受け止め、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における当該請願に係る質疑が終結するまでの間に請願の代表提出者又は代表提出者から委任を受けた提出者（以下「代表提出者等」という。）から発言の申出があったときは、特別の理由がない限り、委員会において代表提出者等の意見を聴く機会を設けなければならない。
- 4 委員会の委員長は、傍聴人から発言の申出があった場合において、必要かつ適当と認めるときは、委員会に諮り傍聴人の発言を許可することができる。ただし、前項の規定により請願に係る意見を述べた代表提出者等は、当該請願について傍聴人として発言することはできない。

条	文	第5条第1項
課	題	等
		・賛否の理由を表明すべき。特に反対の場合は、説明責任を果たすべき。 ・会派ごとに賛否を決めていることの弊害ではないか。 (無党派クラブ)

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、市民と多様な意見交換の場を設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

3 議会は、請願を政策提案として受け止め、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における当該請願に係る質疑が終結するまでの間に請願の代表提出者又は代表提出者から委任を受けた提出者（以下「代表提出者等」という。）から発言の申出があったときは、特別の理由がない限り、委員会において代表提出者等の意見を聴く機会を設けなければならない。

4 委員会の委員長は、傍聴人から発言の申出があった場合において、必要かつ相当と認めるときは、委員会に諮り傍聴人の発言を許可することができる。ただし、前項の規定により請願に係る意見を述べた代表提出者等は、当該請願について傍聴人として発言することはできない。

条	文	第5条第3項
課	題	等
		・ 条例を読んだだけでは分かりづらい。 (公明党)
		・ 第3章 市民と議会との関係（市民参加及び市民との連携）とあり、請願と同様陳情も扱うことが必要である。 (日本共産党)

(意見交換会)

第6条 議会は、市民との対話と報告の場として、意見交換会を年1回以上行うものとする。

2 意見交換会に関する事項は、別に定める。

条	文	第6条第1項
課	題	等
		<p>・意見交換会の目的の見直しが必要ではないか。市民が、意見交換会に何を求めてきているかを、考えるべき。</p> <p>・現状を理解することにとどまらず、それがどう政策提案につながるかを確認したい。</p> <p>・議員の考えを確かめたい。</p> <p>それに応える姿勢を見せる必要があるのでは。</p> <p>(無党派クラブ)</p>

(議会と市長等との関係)

第7条 議会審議における議員と市長等との関係については、品格、冷静を基調とする緊張関係を保持するものとする。

2 本会議及び委員会における質疑及び質問は、一問一答の方法で行い、論点を明確にしなければならない。ただし、本会議における質問について、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

3 市長等及び市長等から委任を受けた者は、本会議において、議員の質問に対して反問することができる。

4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し資料請求を行うことができる。

条	文	第7条第4項
課	題	等
		<p>いつでも資料請求ができるで良いのでは。</p> <p>(公明党)</p>

(市長による政策形成過程の説明)

第8条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項に関し説明を求めるものとする。

(1)政策等を必要とする背景

(2)提案に至るまでの経緯

(3)市民参加の実施の有無及びその内容

(4)他の地方公共団体の類似する政策等との比較検討

(5)総合計画における根拠又は位置付け

(6)政策等の実施に係る財源措置

(7)将来にわたる政策等の費用及び効果

条	文	第8条
課	題	等
		(1)～(7)のいずれかに該当しているのに、議長、委員長に質疑の変更や取り下げを求められることがある。 (無会派クラブ)

(会派代表者会議)

第15条 会派代表者会議について必要な事項は、取手市議会会派代表者会議規程(平成22年議会訓令第3号)で定めるものとする。

条	文	第15条
課	題	等
		会派制を廃止すべき。 (無会派クラブ)